

本特別委員会は、薩摩川内市議会基本条例の実施要領案を作成し、また、議会運営の適正化・効率化・円滑化、議会活動の活性化に関して具体的な方策を調査するため、「市民との意見交換の場」の具体的な実施方法等、費用弁償の取扱いなど二十八項目の審査項目を設定し、審査の優先度に応じて、順次、審査をしていくこととした。なお、新たに追加すべき項目が生じた場合は、その都度、審査項目に追加し審査するものとした。

(二) 費用弁償の取扱いについて 議員に係る費用弁償は、薩摩川内市議員報酬及び費用弁償等に関する条例に基づき支給されているが、同条例の規定により、特別委員会への出席に係る費用弁償の額が、本会議、常任委員会等への出席とは異なり、定額となっていることから、その取扱いについて審査を行った。

審査の結果、特別委員会に係る費用弁償の額を、他と異なる取扱いとする根拠が認められないことから、同条例を改正し、本会議、常任委員会等と同じ額に改めるべきものとした。

なお、審査の過程において、他の非常勤職員の費用弁償において定額としているものがあることか

ら、これを見直すべきなのかについて、所管の常任委員会で調査が必要である旨の意見が述べられた。

六月二十三日、七月十日、七月二十九日、八月二十六日、九月一日開催

「市民との意見交換の場」の具体的な実施方法等について

市議会及び議員の政策提案機能の強化及び拡大を図り、市民に対する説明責任を十分に果たすため、薩摩川内市議会基本条例第十条第三項の「市民との意見交換の場」について具体的な実施方法等の審査を行い、意見交換会実施要領(案)を作成した。また、議長に対し、当該審査が終了したことが及び同実施要領(案)を作成したことを報告することとした。

なお、意見交換会は、地区コミュニティ協議会単位に行うもの、公募によるもの、委員会が主催して行うものの三種類であり、実施要領(案)の概要は、次のとおりである。

(一) 地区コミュニティ協議会単位の意見交換会

① 四十八地区コミュニティ協議会で意見交換会を開催するものとし、全議員を、五人又は六人を一

つの班として六つの班に編成し、抽選で決定した地区を担当するものとした。なお、班編成は、本特別委員会で編成案を作成し、議会運営委員会で決定するものとした。

② 開催時期は、閉会中とし、一つの閉会中の期間に各班二地区で開催し、九月定例会後からおおむね一年をかけて、すべての地区で開催するものとした。なお、日程案は、本特別委員会で作成し、地区コミュニティ協議会と調整の上、議会運営委員会で決定するものとした。

③ 意見交換会の内容は、議会活動報告及びテーマによる意見交換とし、一つの地区コミュニティ協議会から三件以内のテーマを募るものとした。

④ 運営は、各班の議員で役割を分担し、意見交換会ごとに持ち回るものとし、地区住民への周知や会場の準備は、地区コミュニティ協議会に協力を依頼するものとした。

⑤ 意見交換会終了後、速やかに各班から議長に報告書を提出し、議員全員協議会において、その概要を各班から報告するものとした。なお、同報告書の内容は、開催した地区に報告するとともに、ホームページにおいて公開するものとした。

のとした。

⑥ 意見交換会で出された意見・要望の対応方法については、最初に開催する意見交換会が終了した後、本特別委員会で検討するものとした。

⑦ 成果等の取りまとめ及び運営方法の改善等については、各班代表者で協議し、本特別委員会で整理した上で、議会運営委員会で決定するものとした。

⑧ 意見交換会は、報道機関を含めて公開で開催するものとした。

(二) 公募による意見交換会

① 議会だより等により公募し、市内の団体や市民グループ等との意見交換会を開催するものとし、応募の際に意見交換のテーマも募集するものとした。

② 地区コミュニティ協議会単位の意見交換会と同じ班編成で行い、対応する班は抽選とするものとした。なお、応募団体が少ないときは、複数の班で対応することも可能とするものとした。

③ 対象は、参加できる人員が十人以上の団体とするものとした。

④ 運営は、地区コミュニティ協議会単位の意見交換会の取扱いに準じるものとし、同意見交換会の開催状況をみながら、開始時期を決定するものとした。

(三) 委員会が主催して行う意見